

**地域密着型サービス  
運営推進会議開催の手引き  
【 令和3年4月版 】**

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課

## 1 運営推進会議とは

### (1) 運営推進会議の趣旨

事業所で提供しているサービス内容の報告、実施した行事や発生した事故の報告等を行い、評価や助言を受けることにより、サービスの質の向上を図ることが主な目的です。

さらに、事業所独自の取り組みや地域包括ケアの推進に資するテーマで意見交換したり、認知症ケアについて情報共有する等、メンバーで話し合い、創意工夫することは、運営推進会議の活性化につながります。

### (2) 対象サービス

地域密着型サービスのうち、下記のサービスは厚生労働省令により運営推進会議の設置及び開催が義務付けられています。

サービス種別	開催回数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2月に1回以上
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	おおむね6月に1回以上
地域密着型通所介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※)	

※運営推進会議に代わって、「介護・医療連携推進会議」の開催となります。

### (3) 運営推進会議の構成員

構成員は以下のとおりです。

- ①利用者又は利用者の家族
- ②地域住民の代表者
- ③市の職員又は地域包括支援センターの職員
- ④当該サービスについて知見を有する者

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、上記に加えて「地域の医療関係者」が構成員となります。

#### (4) 運営推進会議等の合同開催について

平成30年4月1日の介護保険制度改正により、複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合に加え、以下の条件で、合同開催が認められることになりました。

##### ■合同開催が認められる条件

- ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ウ 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は合同開催についての回数制限はありませんが、その他の事業については、合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。また、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。

※合同開催を行う際は、同一の日常生活圏域であるか確認するため、事前に『運営推進会議及び介護・医療連携推進会議合同開催の可否について(依頼)』を介護保険課までFAXにてご連絡ください。(2回目は連絡不要。)

## 2 「市の職員又は地域包括支援センターの職員」への会議参加依頼について

( サービス種別により、下記のとおり指定しております。)

サービス種別		会議への参加依頼先	構成員
①	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	各区地域包括支援センター	各区地域包括支援センター
②	(介護予防)認知症対応型共同生活介護		
③	(介護予防)小規模多機能型居宅介護		
④	看護小規模多機能型居宅介護		
⑤	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
⑥	地域密着型通所介護	北九州市介護保険課	「北九州市介護保険課」 or 「市から委託を受けた介護サービス相談員」
⑦	(介護予防)認知症対応型通所介護		

※「地域密着型通所介護」および「(介護予防)認知症対応型通所介護」が、上記の①～⑤の事業所と併設しており、会議を合同開催する場合は、依頼先及び構成員は「各区地域包括支援センター」となります。

※⑥、⑦の事業所より参加依頼を受けた「北九州市介護保険課」は、事業所毎に取り決めた構成員に参加依頼を送付します。会議への参加の可否は、各構成員より電話もしくはFAXにより事業所へ回答します。

### 3 運営推進会議において話し合うことについて

運営推進会議に対して、「活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く」ことが求められており、できる限り双方向的な会議となるよう運営に配慮することが必要です。

活動状況の報告については、会議の構成員が理解できないような表現はなるべく避けてください。また、「要望」や「助言」などについて気軽に発言できるような環境づくりに努めてください。

下記はあくまでも例示です。実際の会議での報告事項等については、事業所における課題や会議出席者（構成員）の意見などを基に判断してください。

#### 【活動状況の報告についての例】

- ・事業所の運営方針や特色
- ・運営状況（日々の活動内容、利用者の様子、利用者数や平均介護度の推移など）
- ・自己評価、自己点検結果およびその改善措置
- ・苦情、事故、ヒヤリハット事例およびその対応状況や再発防止策などの取り組み
- ・研修その他従業員の資質向上のための取り組みの状況
- ・人員体制や人事異動に関すること
- ・事業所において実施した行事その他の活動についての状況
- ・地域の住民やボランティア団体等との連携・協力状況
- ・非常災害時における消防団や地域住民との連携のための取り組み状況
- ・前回の会議における要望や助言に対する対応（改善）状況
- ・前回の会議において見出された課題・問題点等に対する（改善）状況 など

#### 【その他、会議における議題の例】

- ・地域との交流を深めるための今後の取り組みについて
- ・地域における高齢者の社会参加の促進について
- ・地域における高齢者を取り巻く環境・課題およびその支援活動について
- ・自治会や老人会、子供会等との交流やイベントの共同開催について
- ・生活機能の維持または向上について
- ・効果的な機能訓練、レクリエーションについて など

### 4 会議記録の作成・公表・保存について

当該会議での報告、評価、要望、助言等について記録（議事録）を作成することが義務付けられています。

会議に参加していないご家族や近隣の方がどのような会議であったかが分かるように記録を作成し、当該記録を公表してください。記録の公表方法については、事業所内の見やすい場所に掲示するほかホームページへの掲載を行うなどしてください。なお、会議の記録については、完結の日から2年間保存しなければなりません。

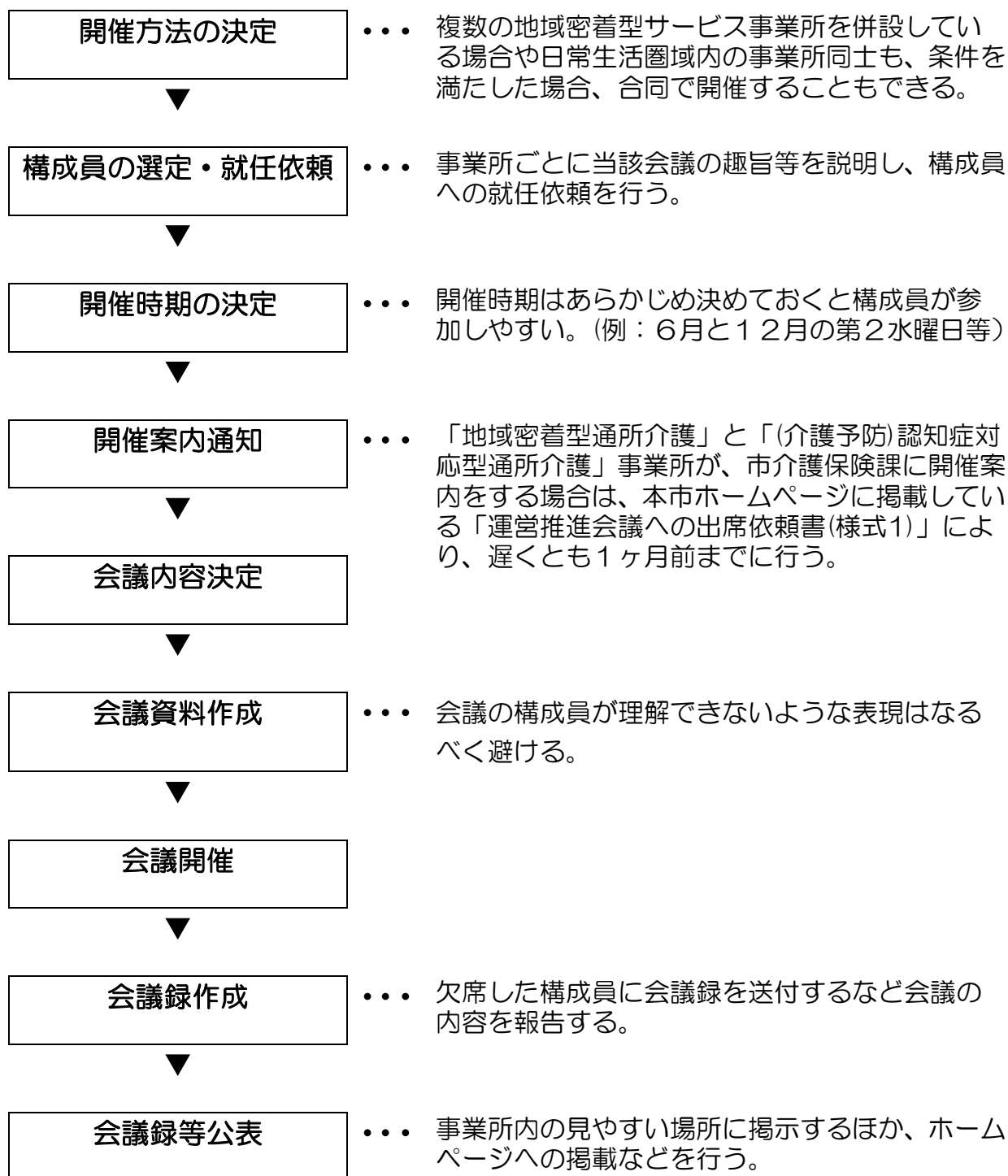
## 5 運営推進会議等を活用した評価の実施について

平成27年4月1日の介護保険制度改正により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、外部評価機関による評価から、事業所による自己評価を運営推進会議（単独開催に限る）に報告し、そこで評価を受けるという方法に変更されました。

また、令和3年度改正により、認知症対応型共同生活介護事業所についても、従来の外部評価機関による評価と運営推進会議（単独開催に限る）を活用した評価のいずれかの方法を選択できるようになりました。ただし、運営推進会議を活用した評価については、外部評価の実施頻度を2年に1回とする申請の要件には該当しません。

各事業所におかれましては、本市ホームページ「地域密着型サービスの外部評価（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800089.html>）」をご参照の上、適切に実施してください。

## 6 運営推進会議開催のながれ



## 7 運営推進会議に関するQ&A

Q1 当該会議の構成員とされている「地域住民の代表者」とは、具体的にどのような方になるのか。

A1 厚生労働省の運営推進会議に関する解釈通知によると、「地域住民の代表者とは町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられる。」とされています。

Q2 当該会議の構成員とされている「当該サービスについて知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。

A2 厚生労働省の運営推進会議に関するQ&Aによると、「知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、当該サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者」とされています。

Q3 小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型共同生活介護事業所等の他の地域密着型サービス事業所を併設している場合は、合同で運営推進会議を開催することは可能か。

A3 他の地域密着型サービス事業所と併設している場合は、合同での開催も可能ですが、プライバシー保護の観点から、個人情報の取扱いには留意して下さい。なお、併設以外の事業所であっても、同一の日常生活圏域内であれば、一定の条件で合同開催が可能になりました。

Q4 運営推進会議には、全ての構成員が毎回参加することが必要か。

A4 毎回、全ての委員が参加しなければならないということはありません。会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りる。

ただし、認知症対応型共同生活介護事業所の運営推進会議のうち、令和3年度改正により導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須になります。

Q5 令和3年度改正により、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。

A5 その通りです。なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回（2月に1回）以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味です。

Q6 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

A6 できません。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られます。